

## 特定非営利活動法人量子化学探索研究所研究助成・人材育成事業規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人量子化学探索研究所定款第5条第3項に規定された量子化学探索研究に関する研究助成・人材育成事業（以下、「助成・育成事業」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

### (募集要項)

第2条 特定非営利活動法人量子化学探索研究所定款第44条に基づく事業計画において、助成・育成事業を行うときは、理事長は、募集要項を作成する。

- 2 募集要項に記載すべき内容については、別に定める。
- 3 募集要項は、当法人のホームページを通じて開示するほか、適切な媒体を利用して周知を図る。

### (選考委員会)

第3条 助成・育成事業の選考委員会は、理事をもって構成する。

- 2 選考委員長は、理事長若しくは理事長が指名した理事とする。
- 3 選考委員は、要項に記された事項に基づき、量子化学探索研究の推進に適した研究助成・人材育成候補者を選考する。

### (選考結果の通知)

第4条 理事長は、選考委員会による選考結果を、応募者に通知する。

### (助成・育成事業の事務)

第5条 助成・育成事業の事務は、事務部が行う。

### (助成・育成事業対象者の義務)

第6条 助成・育成事業の対象となった者は、その期間の各年度末までに、各年度内に得られた当該研究の研究成果および研究発表状況について、所定の様式に従って当法人に報告しなければならない。

- 2 助成・育成事業の対象となった者は、その期間満了後1年を経過する日以前に、全期間および報告の日までに行った研究発表の状況について、所定の様式に従って当法人に報告しなければならない。
- 3 助成・育成事業の対象となった者が、当該研究を含む研究発表を行うときは、当法人が行う助成・育成事業の恩恵を受けたことを、文書での発表においては明記し、口頭での発表においては明言しなければならない。